

大阪市従業員労働組合との交渉議事録

勤務条件制度の改正について

環境施設組合総務課長以下、大阪市従業員労働組合書記長以下との本交渉

日時 平成29年2月10日(金)午後3時

場所 環境施設組合 会議室B

(環境施設組合)

先日、提案した勤務条件制度の改正について、事務折衝で協議してきたところであるが、本日の本交渉において、ご判断をいただきたいと考えているので、何卒よろしくお願ひしたい。

(組合)

勤務条件制度の改正については、2月3日に環境施設組合側より提案を受け、本日、改めて判断を求められたところである。

制度内容についてであるが、介護休暇の分割取得や介護時間の新設等、基本的には国の改正に即した内容であり大阪市と同様の内容となっていることから、現行よりは柔軟な制度となったと理解する。事務折衝でも指摘したが、介護離職を防ぐ取り組みが社会全体的に重要視されている中で、国の改正を基本としながら、環境施設組合としても今後検証を行い、主体性を持ってさらに踏み込んだ改正の検証も要請しておく。その他諸制度の運用変更については、大阪市と同様の改正ということであるが、産前産後休暇の取り扱いの内容は、これまでの交渉の経過からして、労働組合としても問題意識を持つもので、今回の取り扱いの変更は、一定、必要なものと認識している。

(環境施設組合)

本環境施設組合として主体性を持って対応するようということであるが、今回の制度改正による利用状況等を勘案し、利用しやすい制度となるよう検証を進めてまいりたい。

(組合)

環境施設組合側より、利用しやすい制度となるよう検証を進めていくことが示された。改めて、制度の改善に向け、さらなる検証・検討を求めておく。また、今回の勤務条件制度の改正のみではないが、勤務条件にかかわる制度が改善されたとしても、取得しやすい職場環境の整備が重要である。そうした取り組みも合わせて要請し、本制度改正について、この場で確認して交渉を終了する。